

東京歯科大学同窓会会則

(平成 29 年 11 月 19 日改正・平成 30 年 1 月 1 日施行)

東京歯科大学同窓会会則施行細則

(平成 29 年 11 月 19 日改正・平成 30 年 1 月 1 日施行)

東京歯科大学同窓会選挙規則

(平成 27 年 11 月 28 日改正・平成 28 年 1 月 1 日施行)

東京歯科大学同窓会慶弔基金規程

(平成 29 年 11 月 19 日制定・平成 30 年 1 月 1 日施行)

高山・血脇記念同窓会基金規程

(平成 25 年 11 月 17 日制定・平成 26 年 1 月 1 日施行)

東京歯科大学同窓会 旅費規程

(平成 28 年 5 月 21 日改正・平成 28 年 5 月 21 日施行)

学術講演会講師交通費の支出要請について（覚書）

平成 30 年 1 月 1 日

東京歯科大学同窓会

東京歯科大学同窓会会則

昭和35年11月6日制定 昭和36年1月1日施行
平成29年11月19日改正 平成30年1月1日施行

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、東京歯科大学同窓会という。

(事 務 所)

第2条 本会は、事務所を東京都千代田区神田三崎町2丁目9番18号東京歯科大学内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、会員相互の親睦並びに福祉の増進を図るとともに、母校の発展に寄与することをもつて目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 母校の伝統精神の高揚並びに発展に関すること。
- 二 会員相互の親睦に関すること。
- 三 会員の福祉に関すること。
- 四 歯科医学および歯科医業の向上に関すること。
- 五 会員の表彰に関すること。
- 六 会報その他の印刷物の発行に関すること。
- 七 母校および支部の事業に協力すること。
- 八 その他本会の目的達成に必要なこと。

第2章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員は、正会員、特別会員とする。

- 一 正会員は、高山歯科医学院、東京歯科医学院、東京歯科医学校、東京歯科医学専門学校、および東京歯科大学の卒業者、東京歯科医学校附設機関の出身者、並びに東京歯科大学大学院歯学研究科の修了者、または、支部長の推薦により理事会において承認した者とする。前段の正会員は終身会員とし、後段の正会員の推薦並びに承認基準は別に定める。
 - 二 正会員のうち本学卒業後5年までの期間は、新進会員とする。
 - 三 特別会員は、母校法人の役員、または、役員であった者および母校を退職した教授であって理事会において推薦された者とする。
- 2 本会の正会員であって、毎年12月31日現在において卒後50年を経過、または80歳に達し、かつ、会員としての義務を果たしている者については、所属支部長よりの報告に基づき、理事会の議を経て、その長寿をたたえ、高齢会員とする

(入 会)

第6条 本会に入会する者は、本籍地、現住所、氏名、性、生年月日、卒業校および卒業年月日、診療所所在地または勤務先を別記様式により所属する支部を通じて届け出なければならない。ただし、本

学卒業者は卒業時に一括入会とし、入会後、新進会員である期間は原則として本会にのみ所属する。なお、勤務地のない者は、現住所の支部に所属する。

2 前項の届け出事項に変更を生じた場合は、遅滞なく支部を経由または直接本会に届け出るものとする。

(所 属)

第7条 本会の会員は、その住居地または業務従事場所の何れかの支部に所属する。ただし、新進会員または特別の事情のある者は本会に直属することができる。特別の事情については、理事会の議を経て別に定める。

(義 務)

第8条 本会の会員は、次の義務を負う。

一 会則、規則その他の会の決定を遵守すること。

二 正会員は、本会所定の入会金、会費および負担金を原則として支部を通じて納入するものとする。

ただし、原則として新進会員においては本会所定の会費、負担金を本会に直接納入する。また、高齢会員となった者は次年度より会費の負担を免除する。

三 特別会員は、入会金、会費および負担金を免除する。

2 長期に亘る病気その他特別の事情のある者については、支部長よりの申請に基づき、理事会の議を経て、会費および負担金の免除、または、納入の延期をすることができる。

(会費等の決定)

第9条 入会金、会費および負担金の額の決定は評議員会の議決による。

(退 会)

第10条 推薦によって正会員となった者および特別会員が退会を希望する場合は、支部長を通じ、または、直接本会に届け出て承認を求めるものとする。

2 退会を承認された者の既納の入会金、会費、負担金等は返還しない。

(処 分)

第11条 会員であって、会則、議決等に違背し、または、本会の名誉並びに体面を汚し、あるいは、綱紀を乱した者は、評議員会の議決を経て戒告、または、期間を定めて会員としての資格を停止することができる。

(準会員)

第12条 準会員は本会の目的達成および事業を推進するためのもので、会員の資格とは異なり別に定める。

2 準会員は以下の者とする。

(1) 本学在学中の学生。(準会員A)

(2) 他大学を卒業した本学大学院生、他大学を卒業した本学三病院臨床研修歯科医等。(準会員B)

第3章 役 員

(役 員)

第13条 本会に、次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 5名以内

専務理事 1名

理事 28名以内（会長、副会長、専務理事を含む）

監事 3名

2 理事のうち11名は、第35条第1項に規定する地域を代表する者とし、原則として地域支部連合会会長があたる。

3 理事は、互選により専務理事1名、常任理事10名以内を定める。ただし、常任理事の中に会長、副会長、専務理事は含めない。

4 監事は、互選により常任監事1名を定める。

（役員の選任）

第14条 会長、監事は評議員会において会員の中から別に定める選挙規則に従い選出する。副会長、理事については評議員会の承認を得て会長の指名により会員から選任する。ただし、第13条第2項に規定する理事は原則として当該地域支部連合会会長とする。

（役員の任期）

第15条 役員の任期は2年とし、会計年度の始期より起算する。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

（役員の補充）

第16条 理事、監事それぞれの定数の1／3をこえるものが欠けたときは、補充しなければならない。

2 役員が欠けたときは、補充することができる。

3 補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（理事の任務）

第17条 会長は、本会を代表し、会務を統理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるとき、または、会長が欠けたときは、会長が予め定めた順次により、その1人が会長の職務を代理し、または、会長の職務を代行する。

3 専務理事は、会長、副会長を補佐し、会長および副会長がともに事故あるときは、会長の職務を代理し、または、会長の職務を代行する。

4 理事は、会務を分掌する。会長、副会長、専務理事とともに事故あるとき、または、会長、副会長、専務理事が欠けたときは、理事会において予め定められた順次により、その1人が会長の職務を代理し、または、会長の職務を代行する。

（監事の職務）

第18条 監事は、本会の会務の執行状況および財産の状況を監査する。

第4章 評議員

（評議員）

第19条 本会の重要事項を審議するため、評議員を置く。

（評議員の選任）

第20条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

第35条第1項に規定する各地域支部連合会と大学支部に1名、さらに会員が100名を超えるごとに1名を追加することを基本とする。

2 評議員が第24条第3項の参与になった場合は、当該地域支部連合会より新たに評議員を補充する。

3 評議員が評議員会を欠席するときは、委任状を会長に提出し、評議員会の承認を経て、代理の者を出席させることができる。

(評議員の任期)

第21条 評議員の任期は、第15条の規定を準用する。

第5章 名誉会長、名誉会員、顧問、嘱託、参与および委員 (名誉会長)

第22条 本会に名誉会長を置くことができる。

2 名誉会長は、本会の会長として原則3期以上に亘りその職責を果たし、功績とくに顕著と認められる者につき、評議員会の議決を経て推戴する。名誉会長は、本会における最高の栄誉の敬称とし、会費および負担金を免除する。

(名誉会員)

第23条 本会に名誉会員を置くことができる。

2 会長は、会務その他につき、とくに功労顕著な者を評議員会の議決を経て名誉会員に推薦し、名誉会員章を贈り、会費並びに負担金を免除する。

(顧問、嘱託および参与)

第24条 会長は、会務につき協力を得るため、顧問、嘱託および参与を委嘱することができる。

2 顧問および嘱託の任期は、委嘱した会長の任期に準ずるものとする。

3 日本歯科医師会役員、日本歯科医師会代議員および都道府県歯科医師会会长は、その職にある期間本会参与とすることができます。

(委 員)

第25条 会長は、本会の必要に応じ委員を委嘱し委員会を設置することができる。

2 委員の任期は、第24条第2項に準ずる。

第6章 表 彰

(表 彰)

第26条 本会は、本会の発展のため、または、歯科医事衛生その他社会福祉のため貢献した者について、理事会の議を経て、評議員会に報告し、表彰を行うことができる。

(表彰の方法)

第27条 表彰の方法は、表彰状の授与若しくは記念品の贈呈等とする。

第7章 支部および地域支部連合会

(支 部)

第28条 本会は、原則として北海道各地区、東京都各地区および府県に支部を置く。

2 母校に大学支部を置く。

3 支部の統廃合等については、当該支部の所属する地域支部連合会にて協議の上、本会理事会の議を経て、評議員会において決定する。

(支部役員)

第29条 支部に次の役員を置く。

支部長 1名

幹事 若干名（支部長は幹事とする）

その他支部において必要と認められた者。

（支部役員の選任）

第30条 支部役員は、支部総会で支部会員の中から選任する。

（支部長の任務）

第31条 支部長は、支部会員を掌握し、その融和と親睦を図り、支部を代表して次の任務を行う。

- 一 支部長は、支部長会およびその他重要な会に出席し、支部の意見を反映せしめるとともに、それら会議の決定事項を会員に周知徹底せしめなければならない。
- 二 支部長は、本会との連絡を密にし、本会会費、負担金を支部会員より徴収し、納入しなければならない。

（本会に対する要望事項）

第32条 支部長は、支部会員の本会に対する要望事項その他本会運営の参考となるべき事項を遅滞なく会長に報告するものとする。

2 支部長は、激甚災害により多くの支部会員が被災した場合、本会に罹災状況を報告し、支援を要請することができる。

（支部の経費および業務）

第33条 支部の経費は、支部で負担するものとする。

2 支部は、支部固有の業務のほか、本会の委任事務および事業に協力するものとする。

（支部規則）

第34条 支部規則は、支部においてこれを定め、本会に報告するものとする。

（地域支部連合会）

第35条 本会は、別表1の地域別に地域支部連合会を置く。

2 地域支部連合会は、当該地域内の支部の連繋を密にして、本会の発展に関する協力機関とする。

（連合会役員の選任）

第36条 地域支部連合会役員は、地域支部連合会において選任する。

（連合会総会）

第37条 地域支部連合会総会は、原則として毎年1回開催する。

第8章 会議

（会議）

第38条 本会の会議は、評議員会、都道府県代表者会、支部長会、学年代表者会、理事会、常任理事会、委員会、特別委員会およびその他各種会議とする。

（評議員会）

第39条 評議員会は、毎年11月に会長が招集する。

2 会長が必要と認めたときは、その都度評議員会を招集する。

3 評議員の過半数または、支部長の過半数からの申し出があった場合、会長は評議員会を招集しなければならない。

4 会員は評議員会の傍聴ができるものとする。ただし、事前の届出を必要とし、発言は認めない。

（評議員会の議長）

第40条 評議員会の議長、副議長は、その都度出席した評議員の中から選出する。

(評議員会の議事)

第41条 次の事柄は、評議員会の議決または承認を要する。

- 一 会則の変更
- 二 会長、監事の選出
- 三 名誉会長の推戴
- 四 名誉会員の推薦
- 五 予算、決算並びに資産の状況
- 六 入会金、会費および負担金の決定
- 七 支部の統廃合等
- 八 その他の必要な事柄

(都道府県代表者会)

第42条 都道府県代表者会は、必要に応じ会長が招集し、会務を協議する。

- 2 都道府県代表者は、原則として支部長がなるものとする。

(支部長会)

第43条 支部長会は、必要に応じ地域支部連合会会長が招集し、会務を協議する。

- 2 支部長会の議長は、地域支部連合会会長とする。

(学年代表者会)

第44条 学年代表者会は、必要に応じ会長が招集し、会務を協議する。

(理事会)

第45条 会長は、必要ある場合は、隨時理事会を招集し、その議長となる。

- 2 理事の過半数または監事から理事会の開催の要求があった場合には、会長は速やかに理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会は、理事をもって構成する。監事は、隨時出席し、意見を述べることができる。

(理事会の任務)

第46条 次の事柄は、理事会の議決を要する。

- 一 評議員会の招集およびこれに付議する事柄
- 二 その他必要と認められる事柄

(常任理事会)

第47条 会長は、必要ある場合は、隨時常任理事会を招集し、その議長となる。

- 2 常任理事会は、会長、副会長、専務理事および常任理事をもって構成し、常務を処理する。常任監事は、隨時出席し、意見を述べることができる。

(会議の議決または承認)

第48条 評議員会、支部長会、理事会および常任理事会の議事は、議決、または、承認時の出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の場合において議長、副議長は、その会議の構成員として議決に加わることができない。

(議事録)

第49条 議長は、各会議についてその開催の場所および日時並びにその他の事項について、その都度議事録を作成し、事務所に保管しなければならない。

- 2 前項の議事録のうち評議員会については、出席者のうち2名の議事録署名人を議長が指名し、署名、捺印せしめるものとする。

(会議の招集)

第50条 会議の招集は、会議の7日前までに発信しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

(委員会)

第51条 会長は、必要があると認めたときは、委員会および特別委員会を設置することができる。

2 委員会および特別委員会は、委員をもって組織し、会長が委嘱する。

3 委員会および特別委員会の構成および任務その他必要な事項は、その都度別に定める。

第9章 会計および資産

(資産)

第52条 本会の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(経費)

第53条 本会の経費は、会費、負担金、寄付金およびその他の収入をもって支弁する。

2 会費および負担金の納入期日は、その年度の4月末日までとする。

(基金)

第54条 本会に高山・血脇記念同窓会基金および慶弔基金を置く。

2 高山・血脇記念同窓会基金は、入会金、本会経常部会計より毎年定額の繰入、寄付をもってこれにあてる。

3 慶弔基金は、本会経常部会計よりの繰入その他をもってこれにあてる。

4 各基金は、特別会計とする。

5 第2項に規定する基金は、確実な有価証券を購入し、または、信託銀行に信託し、または、銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金とし、会長が保管する。

6 前項の基金のとり崩しは、評議員会の承認を得なければ行うことができない。

(特別会計)

第55条 基金その他の特別会計に関しては、別に規程をもって定めるものとする。

(予算)

第56条 本会の予算は、毎会計年度開始前に編成して、評議員会に議案として提出しなければならない。

(決算)

第57条 本会の決算および資産の状況は、毎会計年度終了後に作成し、監事の監査を受け、評議員会に提出し、議決、または、承認を受けなければならない。

(会計年度)

第58条 本会の会計年度は、1月1日に始まりその年の12月31日に終わる。

第10章 会務処理

(事務局)

第59条 本会は、会務を処理するため事務局に次の職員を置き、会長がこれを任免する。

一 事務長 1名

二 事務員 若干名

2 前項の職員は、役員、または、上司の命を受けて事務を処理する。

(会務処理機構)

第60条 本会は、会務処理の円滑を期するため、次の五部を置き、各部に会長指名の担当理事を置く。

- 一 総務・厚生部
 - 二 会計部
 - 三 渉外部
 - 四 広報部
 - 五 事業推進部
- 2 各部の所掌業務については、別に定める。

第11章 雜 則

(会則の変更)

第61条 本会則の変更は、評議員会の議決を経なければ行うことができない。

(附属諸規程の制定)

第62条 本会則により本会を運営するにあたり、さらに附属諸規程を設けることが必要と認めるときは、会長は理事会に命じて、必要な規程を定めることができる。

- 2 前項の規定は、次回の評議員会に報告するものとする。

第12章 付 則

(施行期日)

第63条 本会則は、平成30年1月1日から施行する。

別表1

会則第35条第1項に規定する地域は、次のとおりとする。

- (1) 北海道
- (2) 東北（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）
- (3) 関東（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、山梨）
- (4) 東京
- (5) 信越（長野、新潟）
- (6) 東海（静岡、愛知、岐阜、三重）
- (7) 北陸（富山、石川、福井）
- (8) 近畿（滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山）
- (9) 中国（鳥取、島根、岡山、広島、山口）
- (10) 四国（徳島、香川、愛媛、高知）
- (11) 九州（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）

東京歯科大学同窓会会則施行細則

昭和45年5月21日制定・施行
平成29年11月19日改正 平成30年1月1日施行

(推薦並びに承認基準)

第1条 東京歯科大学同窓会会則（以下「会則」という）第5条第1項一号後段の正会員の推薦並びに承認基準は、次のとおりとする。

- 一 歯科医師、または、母校教職員並びに本会の職員であること。
 - 二 本会の目的に賛同し、その事業の推進に協力する者であること。
 - 三 会員としての義務を確実に果たせると認められた者であること。
 - 四 支部総会において推薦することを承認された者であること。
- 2 前項により推薦された者の承認基準は、次のとおりとする。
- 一 支部長よりの推薦書を理事会において審査し、被推薦者が本会会員としてふさわしい者であると認められること。
 - 二 正会員たる資格は、理事会において承認され、入会手続を完了した日をもって発効するものとする。
- 3 第1項により推薦するにあたり提出する書類は、支部長必携様式第8、第9とする。

(高齢会員の報告)

第2条 会則第5条第2項に規定する高齢会員は、その年の2月末日までに本会より当該会員の所属する支部に確認するものとする。

(本会直属会員)

第3条 会則第7条ただし書きに規定する本会直属会員は、次の各号のひとつに該当するものとする。

- 一 外地に居住する者
 - 二 その他特別に必要と認められた者
- その他特別に必要と認められた者とは
- (一) 歯科医業以外の職業に従事しており、本人の申出により本会直属の会員となることを希望する者
 - (二) 歯科医師でないもの
 - (三) 公務員として支部に所属出来ないもの
 - (四) その他

(義務)

第4条 会則第8条第1項第二号における本会所定の会費、負担金は会則第7条ただし書きに規定されたもの以外は、原則として支部を通じ納入する。

(会費等の納入延期または免除)

第5条 会則第8条第2項の規定により、会費等の納入延期を申請することができる者は、次の各号のひとつに該当する者とする。申請にあたっては、原則として診断書、または、被害証明書を添付するものとする。

- 一 6ヵ月以上病床にあって業務の休止、または、勤務者にあっては休職を命ぜられた者
- 二 災害により家財その他に著しい被害をうけた者

三 その他、特別に必要と認められた者

- 2 前項により会費等の納入延期を認められた者が、その事由が止んだときは、支部長と協議の上、納入を延期した会費等を適宜の方法により納入するものとする。
- 3 第1項に該当する者であって、その回復が著しく困難であると認められる者については、支部長と協議の上、会費等の納入の免除に移行することができる。

(準会員)

第6条 準会員においては、入会金、会費、負担金はないものとする。

2 会則第12条第2項(2)の他大学を卒業した本学三病院臨床研修歯科医等の等とは、レジデントを指す。

3 会則第12条第2項(2)の準会員Bが推薦会員として入会(正会員として)する場合は、入会金、会費、負担金を大学支部を通じて納入するものとする。

(役員の選任方法)

第7条 会則第13条第2項に規定する理事は原則当該地域支部連合会会長とするが、地域支部連合会会長が会則第13条第2項に規定する理事以外の役員になった場合は、地域支部連合会により推薦する者とする。

(役員の任期)

第8条 会則第15条に規定する役員の任期は、会則第13条第2項に規定する理事においても同様である。したがって、役員任期中に地域支部連合会会長が交代した場合でも、該当する理事の交代は行わない。

(評議員の選任基準)

第9条 会則第20条第1項一号による評議員は、地域支部連合会、大学支部において支部会員の中から選出するものとする。

2 会員数の基準は任期初年前年の評議員会時(その年の8月時点)の会員数を基にすること。また各地域支部連合会、大学支部での評議員選出時期を任期初年の6月30日までとする。

(名誉会員の推薦)

第10条 会則第23条に規定する名誉会員の推薦は、次の各号のひとつに該当する者とする。

一 母校の名誉教授に推薦された者

二 推薦時点において満65歳以上であって、本会若しくは母校に顕著な貢献があり、本会若しくは母校の声価を高めることに貢献した者

2 同窓会会員以外の者(外国人を含む)であって、本会若しくは母校のために著しい貢献があったと認められる場合には、名誉会員に推薦することができる。

(顧問、嘱託および参与の委嘱)

第11条 会則第24条第1項に規定する顧問および嘱託は、次の各号のひとつに該当する者の中から会長が委嘱する。

一 本会会長若しくは副会長であった者、または、本会支部長の職に10年以上あってその職責をよく果たした者および同窓会の運営について、経験および造詣の深い者

二 歯科医学の研究、歯科医業の普及に功績顕著の者

三 その他、会長においてとくに必要と認めた者

(表彰基準)

第12条 会則第26条の規定する表彰の基準は、次のとおりとする。

- 一 褒章条令により褒章をうけた者
- 二 叙勲された者
- 三 歯科医学の進歩のため著しい貢献のあった者
- 四 その他本会の発展のため貢献した者

(支部長会)

第13条 会則第43条第1項の支部長会には、本部より役員が出席するものとする。

(会務処理機構)

第14条 会則第60条第2項に規定する各部の所掌業務は次のとおりとする。

一 総務・厚生部

- (一) 同窓会印、会長印およびその他の公印の管守に関すること。
- (二) 各部間の調整に関すること。
- (三) 会員管理、名簿の整理、編集および発行の業務に関すること。
- (四) 会員の慶弔に関すること
- (五) 評議員会、都道府県代表者会、学年代表者会、理事会、およびその他の各種会議に関すること。
- (六) 式典および諸行事に関すること。
- (七) 母校、地域支部連合会、支部、クラス会に関すること。
- (八) 役員、評議員等および職員の出張に関すること。
- (九) 事務局の人事、労務管理に関すること。
- (十) 同窓会事務室および会議室の管理に関すること。
- (十一) 本会会則、同施行細則、その他本会関係諸規程の制定並びに改廃に関すること。
- (十二) 東京歯科大学同窓会慶弔基金規程の実施に関すること。
- (十三) 会員の厚生・福祉向上に関すること。
- (十四) その他、他の部の所管業務に属しない事項。
- (十五) 上記目的達成のため若干名の委員を以って委員会を設置することができる。
- (十六) 各委員会には必要に応じて協力委員を置くことができる。

二 会計部

- (一) 予算および決算に関すること。

(注)

- (1) 款相互の流用は認めない。
- (2) 項相互の流用は担当理事の承認を得なければ行うことができない。
- (3) 本会の出納は、その年度の12月31日をもって完結する。

- (二) 預金、現金および物品の購入、出納、保管に関すること。
- (三) 会費、負担金、その他の費用の収納および督促に関すること。
- (四) 基金および財産の管理に関すること。
- (五) 諸給与および旅費その他の金銭の支払いに関すること。

三 渉外部

- (一) 他の歯科大学同窓会等との連絡、協調に関すること。
- (二) 歯科医政に関する重要事項の協議にあたっては、本会会員である都道府県歯科医師会会长、日本歯科医師会役員および代議員の意見を聴取することができる。

- (三) 涉外関係の資料の蒐集、分析に関すること。
- (四) 関係官庁、関係団体等の折衝に関すること。
- (五) 上記目的達成のため若干名の委員を以って委員会を設置することができる
- (六) 各委員会には必要に応じて協力委員を置くことができる。

四 広報部

- (一) 同窓会報の企画、編集および発行の業務に関すること。
- (二) ホームページの維持管理を行う。
- (三) 会員との情報交換を推進する。
- (四) 上記目的達成のため若干名の委員を以って委員会を設置することができる。
- (五) 各委員会には必要に応じて協力委員を置くことができる。

五 事業推進部

- (一) 歯科保健・医療制度・生涯研修などの調査、情報提供などシンクタンク機能の推進をする。
- (二) 講習会、講演会、セミナー、その他会員の学術、技術の向上のため、行事を開催すること。
- (三) 母校・関係団体との連携を図り事業を推進する。
- (四) 上記目的達成のため若干名の委員を以って委員会を設置することができる。
- (五) 各委員会には必要に応じて協力委員を置くことができる。

第15条 この細則の変更は、理事会の議決を経なければ行うことができない。

付 則

第16条 この細則は平成30年1月1日から施行する。

東京歯科大学同窓会選挙規則

平成25年11月17日制定 平成26年1月1日施行
平成27年11月28日改正 平成28年1月1日施行

第1条 この規則は、会則第14条の規定に基づき会長および監事に関する選挙について定める。

第2条 会長および監事の選挙は、その任期満了年の評議員会開催日にこれを行うことを原則とする。

第3条 被選挙権は、支部入会後2年を経過した会員が有する。ただし、会則第10条第1項および第11条の規定に該当する者ならびにその他の規定により被選挙権に制限を付された者はこの限りではない。

2 選挙権は、評議員が有する。東京歯科大学同窓会（以下、「本会」という）は評議員名簿を選挙前日までに作成する。

第4条 選挙執行に関する事務は、選挙管理委員会が管理する。

2 選挙管理委員および予備選挙管理委員は、各5名とし、役員および選挙権者である評議員以外の被選挙権を有する会員の中から評議員会の議決による指名に基づき次期会長が委嘱する。ただし、委員の数・選出の方法は評議員会の議決により、別段の方法によることができる。尚、委員長に事故等あるときは、予め定められた順次により委員長の代理または代行をする。委員が欠けたとき、また事故のあるときは、予め定められた順次により予備選挙管理委員がその職務を行う。

3 委員の任期は、会則第24条第2項に準ずる。

第5条 本会は、選挙期日、選挙場所、届出受付場所等を、選挙日の30日前までに公示し、会員ならびに各地域支部連合会および各支部に知らせなければならない。

第6条 立候補者は、本人の略歴および趣意書を添え、推薦候補者にあっては、同時に会員の推薦者2名以上の署名捺印ある推薦書と本人の承諾書を添えて、土日祝日および本会の休日を除く選挙日の10日前正午までに本人または代理人が本会に届出る。

第7条 議場において、選挙管理委員会は、評議員会議長（以下「議長」という）の指揮下に入り、議長の指示に従わなくてはならない。

第8条 候補者が定数を超えないときは、評議員会の議決により、投票によらずにその候補者を当選者とすることができます。

第9条 候補者が定数を超えたときは、投票選挙を原則とするが、評議員会の議決により別段の方法によることができる。会長の選挙は単記無記名とし、監事の選挙は連記無記名とする。選挙権行使においては、不在投票および書面表決等を認めない。

第10条 会長候補者の演説および推薦者の推薦演説は議長の指示に従うものとし、監事については、これを行わない。候補者または推薦者が評議員でない場合、候補者本人ならびに推薦者1名まで評議員会に出席することができる。ただし、その者は立候補または推薦の演説および演説内容に関する質疑等に対する答弁のみ認められる。

第11条 会長選挙の場合は、有効投票中最高得票者を当選者とする。監事の選挙の場合は、高得票者より順次得票順に当選者とする。得票同数のときは抽選等による。会長および監事の選挙の繰り上げ当選は認めない。

第12条 議長は、この規定のほか、必要な事項を評議員会の議を経て定めることができる。

附則 この選挙規則は平成28年1月1日から施行する。

東京歯科大学同窓会慶弔基金規程

平成29年11月19日制定 平成30年1月1日施行

第1条 この規程は、東京歯科大学同窓会（以下、「本会」という）会則第3条および第4条の規定に基づき、会員の福祉の増進をはかるため、会員の慶弔の給付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 前条の目的を達成するために本会に慶弔基金を設ける。

2 慶弔基金は、特別会計とし、その会計年度は本会の会計年度と同じとする。

第3条 慶弔基金は、本規程施行直前の東京歯科大学同窓会共済基金よりその全額を引き継ぎ、運営に当てる。

2 本基金運営を持続するため、本会経常部会計からの繰り入れを行う。ただし、繰り入れの額は、評議員会の議決により定める。

第4条 弔慰金の請求は、その支払い事由が発生した場合、原則として、弔慰金受領者より支部長を通じて、死亡した事実を証明する書類をもって届け出ことによって行う。

第5条 慶弔金の金額は次のとおりとする。

一 80歳の長寿お祝い金 5万円

二 100歳の長寿お祝い金 3万円

三 死亡の場合 弔慰金 8万円

ただし、80歳の長寿お祝い金受領者の弔慰金は3万円とする

別途生花代（消費税を含む）として、2万円を支給する

2 慶弔金の支払いは、事由発生後できるだけ速やかに行うよう努めるものとする。

第6条 特別の事情により、前条規定の適用が困難となった場合は、会長は常任理事会にはかり、別途方法をとることができる。ただし、次回の理事会および評議員会において承認を得なければならない。

第7条 慶弔金受領の効力は、本会において入会手続を完了した日から発生する。

第8条 会員が事由発生時において1年以上東京歯科大学同窓会会費を滞納している時は、理事会の議を経て、慶弔金の支払いを行わない。

第9条 この規程の変更は、評議員会の議決を経なければ行うことができない。

付 則

第10条 この規程は、平成30年1月1日から施行する。

高山・血脇記念同窓会基金規程

平成25年11月17日制定 平成26年1月1日施行

(趣 旨)

第1条 この規程は、東京歯科大学同窓会（以下、「本会」という。）会則第55条の規定に基づき、これを定める。

(目 的)

第2条 この基金は、次の目的に使用することができる。

- (1) 高山先生、血脇先生に因んだ事業。
- (2) 予想しえない財政危機に陥った際。
- (3) 非常時への対策（大規模災害等）。
- (4) 同窓会周年事業のため。
- (5) 新規重点事業のため。
- (6) その他評議員会で承認を得たもの。

(一部暫定運用)

第3条 この基金は、本会会則第54条第6項により、原則評議員会の承認を得なければならないが、理事会の決議を経て、収支予算執行資金に一部運用することができる。ただし、運用した額は年度内に戻入しなければならない。

(改 廃)

第4条 本規程を変更し、または廃止しようとするときは、評議員会の決議を要する。

(施行期日)

第5条 本規程は、平成26年1月1日より施行する。

東京歯科大学同窓会 旅費規程

平成 14 年 1 月 19 日制定

平成 14 年 2 月 1 日施行

平成 28 年 5 月 21 日改正

平成 28 年 5 月 21 日施行

(目的)

第1条 この規程は、東京歯科大学同窓会関係者が、業務のために出張する際に支給する出張旅費に関する事項を定めるものである。

(旅費の支給)

第2条 業務のため出張した場合は、この規程の定めるところにより、旅費を支給する。

(旅費の種類)

第3条 旅費の種類は、次のとおりとする。

国内出張旅費

(1) 普通旅費

海外出張旅費

(1) 普通旅費

第4条 業務のため国内出張した場合の旅費は次の基準により支給する。

交通費				旅費日当	宿泊費 (1泊につき)
航空機	鉄道	船舶	その他		
旅客運賃	旅客運賃 特別急行料金 座席指定料金	旅客運賃	旅客運賃	5,000 円	12,000 円

※ 職員においては、特に認められた場合のみ支給する

※ 航空機等の旅客運賃は規定の額とする

2 片道 100 km 未満の旅費は、一律旅費日当 5,000 円とする。

3 片道 100 km 以上は、主に要する交通費に旅費日当 5,000 円を加算した額とする。

※ 主に要する交通費とは、航空機の場合、空港から空港

例 千歳空港～羽田空港

鉄道の場合、主な駅から駅をいう

例 名古屋駅～東京駅

空港または主たる駅までの費用は含まない

4 特別急行料金は、業務上やむを得ない場合を除き、片道 100 km 以上の場合に支給する。

5 座席指定料金は、片道 100 km 以上の場合に支給する。

- 6 宿泊費は、原則片道 150 km 以上で、必要があり宿泊する場合に申し出により支給する。
- 7 航空機の使用は、原則片道 600 km 以上の場合とする。

(海外出張旅費)

第5条 業務のため、国外に出張した場合の旅費の支給については、別に定める。

(旅費の計算)

第6条 旅費は最も経済的な通常の経路及び方法により、出張した場合の費用により計算するものとする。ただし、業務上の必要又は天災その他止むを得ない事由により、これによることができない場合、特に承認があった場合には、実際の経路、方法により計算することができる。

(旅費の清算)

第7条 出張をした場合は、帰着後速やかに出張旅費計算表（別表）により清算しなければならない。

第8条 この規程の変更は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規定は、平成 28 年 5 月 21 日から施行する。

学術講演会講師交通費の支出要請について（覚書）

同窓会は地域の学術事業を支援するために、「学術講演会講師交通費の支出要請」に対して、交通費の支出を行ってまいりました。

しかし現在は、詳細な規定はなく、支出要請があった場合、「旅費規程」に添って支出しております。経費等の節約および母校支援の観点から、覚書を作成し対応させていただければと考えます。

「学術講演会講師交通費の支出要請」については、下記を原則とする。

1. 交通費を支出する対象講師は、下記の者とする。
 - ① 母校（東京歯科大学）教授・准教授・講師・助教・大学院生とする。
(非常勤等を含む)
 - ② 母校出身の他大学教員
 - ③ 支部に所属する会員
 2. 支出は、支部および地域支部連合会単位で年1回までとする。
 3. 交通費は、要請のあった支部または地域支部連合会に支出する。
ただし、役員出張等とともに要請があり、一緒に交通機関の予約等を事務局が行う場合を除く。
 4. 交通費は、主な空港から空港または主な駅から駅とし、実費を支出する。
ただし、支出要請は5千円以上6万円以内とする。
 5. 上記に係らず、理事会にて協議し、支出することができる。
 6. この覚書は、平成28年度より施行する。
 7. この覚書の改廃は理事会にて協議・決定する。
- ※「講師料」の支出はしない。